

白紙になるのかということではありますが、当然そのようなことはできないことでもありますし、10年間の建設計画はきちとした形で議会で議決をいただいているわけでもありますから、ある程度の内容を精査しながら、新しいものもあるいは加えながら、新町建設計画の改正、一部変更に着手する時期があるということをお理解いただきたいと思います。

それから、町民憲章であります。御案内のとおり、町章、町花、町木、町魚、町の鳥が既に選定されました。スタートしたわけではありますが、町の歌、それから町民憲章はそれぞれの町にあったわけではありますが、現在はそのままになってございます。町民憲章に対する考え方としては、その町に根差したものであること。それから、どの町にも当てはまるような町民憲章ではないのではないかということでもあります。他の市町村と区別がつかないような憲章には私はしたくない。一目見て、これは加美町の憲章だとわかるような特徴のないものをつくってまいりたいと思いますし、また普遍的なものでなくてはならない。それは、5年たったら何か時代に合わなくなったなということではなくて、長期間その町の理念にかなうような普遍的な憲章であるということ。それから、胸を張って我が町の憲章であると町民の皆さんがよその地域に行っても誇れるような町民憲章でありたいというものをつくっていかねばならないと思っています。ということで、これも16年度中ということになりますが、検討委員会的なものを立ち上げて、部内の意見調整から入りまして、先ほど申し上げました町政座談会、町民座談会的なものまで意見の集約することの条件がそろえば、御意見を伺いながら、旧3町のそれぞれあった町民憲章を参考にしながら、新しい町の憲章を制定してまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（米木正二君） 14番。

14番（尾形 勝君） 質問する方と答える方にはこのくらい差があるなと思うんですが、私が通告したのは2月20日でございます。施政方針を見たのは3日ばかり前に見たもので、施政方針でもうたっているようにと言われれば、それまででございますが、その当時はまだ町の産廃関係に対しては毅然たる態度が私は見えなかったと。そういう判断のもとに、こういう質問をしているわけでございます。

町長も当然記憶に新しいところでございますが、産廃計画について、中新田町時代なんです。平成4年から9年にかけて、同じ場所にタクマという会社が計画した経緯がございます。そして、9年に撤退というか、やめていったのですが、そのときも多田川流域の強い反対で撤退せざるを得なくなったという経緯がございます。そのときに、この間鳴子町の議会を傍聴させてもらったのですが、町長の答弁で「上多田川流域の方々が反対だから川渡に抜こうや」と

いう話があったようでございます。そうしたら、川渡の皆さんがこれまた反対ということで撤退したと。だから、4年から9年までの5年間の時間がかかったように私は解釈しましたがけれども、そういうことがあるために、今回は川渡、岩出山、とにかく全域にわたって話を聞きますと、反対のようでございます。

我々も何でしつこくというか、こういうふうになんと心配するのかなといったら、当然孫子のことを考えることもしかりですけれども、これも町長記憶に新しい中新田町時代に、多田川の上流に、ここは安全だろうということでアユの養殖を始めたことがあったですね。そのときに、向山地区の家畜放牧場等から雨や雪、そういう自然のもので汚水が川に流入して、アユの尾っぽが曲がったり、病気になったり、とにかく養殖ができないような状態になって、アユ養殖もやめたという経緯がございますね。それから、青木原の農地に鶏糞を大量に埋め込んだという業者の事件もありました。それが5年、6年たったら、名水と言われた滝ノ沢の不動堂さんの水が、酒屋さんでもあそこからくんでいたということがあったんですが、これもすっかり汚れてしまったためになったと。またその近くに、これは町も入っているわけではありますが、滝ノ沢と業者と町の三者で光栄建設という、現在動いているんですが、これも今滝ノ沢部落の皆さんから聞きますと、全然協定したことを守っていないと。町のチェックの甘さではないかなと思っているんです。今度、市町村の現場への立入検査も可能になるような県知事の発言もここ1週間ばかり前にあったようでしたけれども、やはりこういう問題は、ただ反対と言ったって、5年、10年じゃなくて、50年も100年も先に汚染といいますが、被害があらわれてくるものですから、古川市の方でもカドミ米云々というようなことも騒がれた時期がありましたけれども、これは本当に深刻な問題ではないかと思えます。

そういうことで、先月、2月11日でしたけれども、平柳地区集落の皆さんを中心に、多田川流域の皆さんと今話題になっている村田町の竹の内産業処理場を見学、そして勉強、指導を受けてきたところでございます。今計画しているものの3分の1の規模だそうですが、見かねてきたような状態で、早速2月20日に関係者と代表者が集まって、水資源と命を守る会という組織を立ち上げまして、今署名運動等の具体的な反対運動を展開しているようでございます。

何はともあれ、我々は多田川の清流を守って、町民の生活と命を守らなければならない責務がございます。鳴子の高橋町長も「自分の庭先さえきれいであれば、ほかの庭はどうでもいいんだという考えは、私は毛頭ございません」という一般質問への答弁もしておりましたが、当町においてもこういういろんな組織の反対運動の後押しとでもいいますか、とにかく強烈な応援をお願いしたいなど。町長も同じことを考えているんだろうと思いますけれども、特にお願い

いしたいと思います。

それから、2番目の建設計画について、30番議員の質問で尽きたようなものですが、私も私なりに質問させてもらうと、町長もさきに新生加美町の将来のまちづくり、安全安心をキーワードに、基本的に旧町の施設の利活用なり人事面なり、予算執行等にもとにかくバランス、公平公正性を保ちながら進めていくんだという答弁がございました。これは私が質問したときですから、私も記憶しているものですから、また再質問みたいなことで質問するんですが、その中でさきの旧町時代から出された新町建設計画を基本にして、町長は実行していくと。しかし、この計画は、先ほどの答弁でも、議会の承認を得たんだから、これを白紙に戻すとか、そんなことやらなくてはだめなんだということなんですが、ほかのものは均衡をとってバランスよくやっているけれども、町長の考えですよ、旧3町から出された新町建設計画が、これからのまちづくりも考えて、果して公平公正性をなしているか、バランスのとれたものだったかどうかということ、まず一つお答え願いたいと思います。私は、旧町時代の継続事業と、それぞれの町の基本計画をただここに集めた、重ね合わせた新町建設計画でなかったのかなと理解しているんですが、町長はその辺どんなふう考えているのか。私は、もう1年もたったのだから、継続事業は仕方なくというよりも、途中でやめるわけにもいきませんから、やらなくてはならないのですが、さっきから言っているように、加美町は一つなんだから、加美町の星町政カラーを出したような計画を16年度につくるという話もございましたけれども、一日も早く加美町としての基本計画を出して、まちづくり、人づくりに邁進してほしいなと。私は、こんなふうに思っているところでございます。

そして、出された基本計画に余り固執しますと、予算執行にしても予算編成にしても、硬直化して、柔軟性がなくなって、町民や社会の流れに対応できなくなるのではないかなと私は一番それを心配しているんです。合併というのは、もともと結婚式と同じだと私は思っていますから、知らない家に来て、そこのカラーにきょうから染まれと言ったって、昔はそれでもよかったかもしれませんが、今そんなことを言ったらば、嫁や婿はその次の日に出ていきますよ。だから、私は基本計画を無視するとか、軽く見ているわけではないんですが、ここ一、二年、町民が合併してよかったなと。やっぱり町長たちの言ったとおり、議員たちの言ったとおり間違いなかったなと思われるように、もう少し町民や区長方からの要望のあったものに重きを置いて、長期計画は3年、5年ぐらい後から本格的に乗っても、みんなが加美町町民になってからでも、私は遅くないような気がするんです。だから、もう少し町民に耳を傾けた、常日ごろ生活に関連したようなものに少し予算を多くとって、まちづくりを進めていったならば、

町長も喜ばれるのではないかと思うんです。だって、町長も我々も同じに4年に1回洗礼を受けるわけなんです、その洗礼は何かというと、町民はいかに自分たちがお願いしたことを町長がやってくれているか、議員たちが聞いてくれているかということの審判だと思います。だから、もっと町民生活にこたえられるようにやってもらいたいと思います。

町民憲章については、町長、ことしじゅうにというようなことで答弁がございました。新町の建設計画、さっき町長もちょっと言ったようですけども、美しい自然と共生する町とか、心優しい人々が住む町だとか、合併するときに六つばかりのまちづくり、人づくりの目標があったようでしたから、これはこれで町長も3町に関係あるように、どこから見ても加美町の町民憲章だなと思われるような町民憲章をつくるということですから、それはそれで結構だと思いますが、まず産廃関係と建設計画の見直しについて。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、産廃施設について、前のタクマの例を用いられての御質問であります、その当時私も旧中新田町の町政を担う1人として参画いたしておりましたので、何ら意思としては変わりはなく、それ以上に危機感を持って対応させていただいております。前のタクマのときには、企業サイドが建設計画を全面的に押し出してまいったのでありますが、今回は向山地区での推進協議会という形で建設を促進する組織をつくって出てきているわけがあります。想像といいますが、憶測であります、向山地区の皆さんは、現在の経済情勢を打破するために必要であると地元の方々は認識していらっしゃるのかもしれませんが、ただ、うわさによりますと、地区の皆さんすべて賛成ではない、反対の方もおられるということも聞いてございます。そういうことありますし、また今回の建設は非常にやり方が上手だなという印象を私は持っております。そして、県内何カ所かにアプローチをしていらっしゃるそうありますし、また県外にも建設計画を示して、そのうちの1カ所ぐらいは何とかなるといふか、そういう表現は悪いかもしれませんが、そんな考えもあるやに聞いてございます。ですから、予測されるわけありますから、何度も申し上げているとおり、阻止ということで、それぞれの皆さんと連携を図りながら、全力を尽くしてまいりたい。それから、町村間でも連絡を図りながら、古川市、あるいは下流も含めて自治体としての態度を鮮明にしてまいりたいと思っております。

滝ノ沢の名水とかいろいろございました。滝ノ沢地区にある、小規模であります、その部分の監視も強めていって、将来に少なくとも河川あるいは地下水の汚染のないように、今こそ万全を期してまいる覚悟でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、建設計画のことでありますが、何度も申し上げておりますように、必要があれば改正するというごさいます。しかしながら、一昨年つくったものをもうすぐ改正するという、ある部分では朝令暮改的なものでもありませんし、皆さん自身がこの議場で、あるいは前の議場で議決をいただいた建設計画でありますから、それらも含めて建設計画に載っていない部分も、平成16年度の予算に盛り込んでごさいますから、14番議員のおっしゃることも含めながら予算編成をしたつもりでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

喜ばれるために町政執行するというのは、町民の皆さんのためということではあります、決して私自身が感謝されるための町政執行ではないはずでありますから、それは議員各位も同じだと思ひます。いずれにせよ、町民の皆さんがこの町に住んでよかった。これからも住みたい、子供たちにもいい町として引き継ぎたいというまちづくりを進めるために、新町建設計画を基本として、16年度策定される長期総合計画と連動させながら、あるいは国の諸制度、過疎自立促進対策等の後期計画もありますから、その部分と連動させながら事業を推進してまいりたいと思ひます。この計画を後回しにしてというわけにはいかないことだけは、御理解いただきたいと思ひます。

それから、町民憲章についてではあります、これ以上言及しますと、また既成概念が町長にはあるのかと言われますので、この程度にとどめてまいりたいと思ひます。以上でごさいます。
議長（米木正二君） 14番。

14番（尾形 勝君） 私、3回の質問を許されていますから、3回全部使わないと気が済みませんので、使わせていただきます。

町長の産廃に対する考え方、気持ち、今からもずっと持ち続けていてもらいたいと思ひているんです。合併して県一の山持ちになったと喜んでいいんでしょうね、一番になったのだから。ただ、そういう反面、環境関係では不法投棄、それから産廃処理というか、いつもこういうことが計画されたり、候補に上がったたり、これからずっとこんなことでは、例えばこういう計画がされたら反対ということを繰り返しているだけに過ぎなくなるのではないかなと。

そういうことで、県などでも今回議員発議で水循環保全条例というものを提案しているようではありますけれども、加美町においても、あるいは隣接市町村と一緒に独自の環境保全条例みたいなものをつくれぬものか。つくれるならつくった方が、そのたびに反対だの何だのと運動しなくてもいいのではないかなと思ひます。鳴子町長も関係市町村の首長たちと会って、とにかく会議を持ちたいんだという答弁をしておりましたので、デメリットを負う我が町ですから、町長が先頭に立って、そういう制定するものもばんばんやりますよという返事を、答弁を、このこ

とについては期待します。

それから建設計画ですが、町長、決めたものだから直せないということはないと思うんです。人がつくったものは人が壊せばいいんだから、そんなことないの。何もみんながよければいいんだから。さっき30番議員ですか、公正公平なものは3分の1ということなのか。それとも、人口割なのかとかいう質問に、町長がそういうわけではないんだということでしたけれども、参考までに、隣のまち、1市6町で今14万人都市を目指しています。町長はこんなことは知っているかと思うんですけれども、特例債の枠が580億円あるんですが、借りたものは返さなくてはならないからということで、全部使わないで400億円に抑えたと。それから、特別交付税は200億円あるんだそうです。これを七つの市町に10億円ずつ平均に分配して、残りの130億円は人口割で分配すると。そして、新市のまちづくり、人づくりをしていくんだというふうになったようです。そして、地域審議会は置かないで、自治組織の別なものを立ち上げるんだということです。こういうことこそ、合併前の町に平均にというか、目配り、気配りともいいですか、私の考えなんです、そうしてやれば各地域の各地区の要望なり何なりに手をつけていかれるのではないかなと。そして、そのほかに合併した新生加美町の計画を立てていかれるのではないかなと。そうすれば、町民も納得してくれるのではないかなと思います。町長も新聞なんか見ているだろうけれども、合併前にこのように書いている。町長は見たらうからいいけれども、日増しに「何で合併したんだ、本当によかったのか」という町民の心配というか「何のために合併したのか」という怒りが日に日に高まってきているようですので、心配して、私も町長に質問して町長の考えをただしているわけでございます。

それから、町民憲章はそれでわかりました。

議長にちょっとお許しをいただけるのなら、憲章について関連なんですけれども、去年町章なりを一般公募して決めたのですが、町民が最終的に選ばれた3点だか4点を、どんなものだったか知りたいということがありましたので、それは答弁要らないのですが、もしよかったら何か広報みたいなものと一緒に出してもらえればいいなと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 産業廃棄物、産廃施設についてのことでありますが、現在環境保全条例的なものを既に準備してございまして、今検討中でございます。それと関連して、水質保全、あるいは罰則を伴うものでいいのかどうかということも具体的に検討に入っておりまして、今年度の早い機会に議会に提案できるように、今準備してございまして、いろいろ御意見を伺いたいと思います。

それから、新町建設計画の見直しを行わないとは言っていないので、16年度に策定する長期総合計画の中で見直しをかける部分があるだろうということで考えてございます。何度も申し上げますように、過疎自立計画も後年度の計画を国に申請しなければなりませんので、そういう部分で改正を余儀なくされる部分が出てくると予測いたしております。

それから、大崎合併協議会の例をおっしゃっていただきましたが、大崎市の場合には、現在1市6町という大変大きなくくりでありますし、しかも7万3,000対あとの6町の人口の合計数がほぼ同じであるということで、大変難しい局面になって、こういう配分方法を選択したんだろうと思います。我が加美町は、そういう配分方法を導入いたしませんでした。それは、その部分で弾力的に事業配分を行うという、その後ろには公平公正なということがあって、合併協議会でも御承認いただき、建設計画も御承認いただいたというところであります。

前段で御質問にありました、果たして各3町から載ってきた建設計画の内容はバランスがとれていると思うかという質問もあったのでありますが、そのことも前の質問にお答えする形で、それぞれの町で要望を計画に載せたものでありますから、必ずしも公平な部分ではないということも、さきの答弁で申し上げたとおりでございます。

今後、見直しをかける部分が10年のうちに1回に限らず、もう少し出てくる可能性がありますので、その都度対応してまいりたいと思います。

新聞に報道されました宮城大のことについても、先ほど答弁を申し上げたとおりでありまして、ある部分のとらえ方でございます。期待が大きかった。期待だったと思いますが、現実は何度も申し上げておりますように、すべてバラ色ではないということを前から申し上げておったのでありますが、やはり町民の皆さんは期待が大きかったと今感じておりますが、可能な限り予算に反映させていただいて、合併してよかったと私自身もそう思って、そう実現したいと思っておりますが、何せ経済情勢がこのような情勢でありますので、残念なところが非常に多うございます。後年度に期待をしながら、皆さんの御要望にこたえてまいりたいと思います。御理解いただきたいと思います。

町章の2位、3位の次点のことです。広報が何かでお知らせしたような記憶もありませんが、なかったでしょうか。少し時が過ぎてしまいましたけれども、広報誌等でそういう御要望があれば、紙面を割いてお知らせ申し上げたいと思います。

議長（米木正二君） 以上をもちまして、14番尾形 勝君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告8番、13番板垣敬志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔13番 板垣敬志君 登壇〕

13番（板垣敬志君） 私は既に通告しております2点についてお伺いしたいと思います。

1点、流域町村活性化特区の指定について。あるいは、再質問になるかと思えますけれども、前回の12月定例会の一般質問において、川の駅構想で申し上げました中で、鳴瀬川の付加価値を高め、周辺一帯を質の高い水辺空間の公園にしてはどうか御提案申し上げたところでございますけれども、今回はさらに一歩進めて、流域町村の活性化を促すため、「鳴瀬川流域町村活性化特区」と申し上げておりますけれども、これを「地域活性化法の指定」と書きかえていただきたいと思えますけれども、そういう指定を受けるような考えはないかどうか、町長の考え方を伺いたいと思います。

2問目でありますけれども、今後予想されます宮城県沖地震、極めて高い確率で起こる予想がされております。去年の5月あるいは7月に大きな地震がありました。このような地震多発エリアが宮城県沖にありまして、その周りのキーが外れるまで、確実に我々に迫りつつあります。5月26日の地震は、気仙沼の10キロくらい東側の海底で起こった海洋型地震であったそうでありまして。これに対して、7月26日の地震は直下型。地震の規模は小さくても、元気のいい、ますます減勢せずに参加しました。しかし、南方方向の逆断層でありましたので、東西方向に大きく揺れました。南側に壁が少なく、東西方向の揺れに弱い日本の家屋の弱点と重なって、被害が甚大になったということでありまして。

具体的には、農村地帯に多く見られる南に面した和室が連続し、ふすまを開けると大部屋になる住宅であります。壁が少なく、地震に弱い構造でありますので、それなりに地震対策が必要であると思えます。しかるに、災害に強いまちづくりをテーマにいろいろと啓発に努め、再び災害が起きた場合、一人一人に何ができるか、何を備えておく必要があるかということを考えなければなりません。私たち一人一人が何ができるかを考えておく必要があるし、本町でどの程度の被害をこうむると思われるか、シミュレーションをしているかどうかお伺いしたいと思えます。以上です。

議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 13番板垣議員から二つの質問をちょうだいいたしました。

一つは、鳴瀬川流域町村活性化特区の指定についてでございますが、御質問で考えていらっしゃる活性化特区という内容が定かではありませんが、複数の町の活性化特区ということになれば、三本木町から上流は宮城県が管轄であります。1級河川であっても、上流部は宮城県の管轄になっておりますので、県と協議をしながら、どういう内容の活性化特区を設けるかによ

って決まると思います。鳴瀬川流域全体としてそのことをとらえながら、流域町村の活性化を図ろうとする考えは、大変重要な感覚かと思いますが、それぞれの町のそれぞれの考え方がありますので、指定を受けるに際しても、大変時間のかかる膨大な遠大な構想であると思いますので、県と相談あるいは指導をいただきながら、いかがなものか検討してまいりたいと思います。

それから、第2番目の地震災害発生時のシミュレーションについてということですが、宮城県沖地震の再来についての町独自の調査は行っておりませんが、県が平成14年度から15年度にかけて実施した第3次県地震被害想定調査結果が本年2月12日に発表されました。その概要について各市町村に対して説明会が開催されました。その結果の内容としては、想定地震を宮城県沖地震、いわゆる単独型としての地震を想定しているようでありまして、単独型ともう一つは連動型、もう一つは長町利府断層帯の地震と三つのパターンを想定して、それぞれ各市町村ごとの予測震度、建物・人的・火災被害を予測したものでございます。

宮城県沖地震の単独型を例にとりまして、加美町では最大震度6強、平均震度6弱と想定されております。加美町全域で5強以上の揺れとなるということでありまして、想定被害は、全壊戸数55戸、半壊戸数758戸、火災発生は1件、想定人的被害は、地震発生時刻により多少の相違があるわけでありまして、朝4時ごろの発生の場合は死者1名、負傷者76名、避難者1,322名という予測がなされております。火災発生1件ということでありまして、これも発生した時間帯によって大幅に変わってくるだろうと思います。

宮城県では、この被害想定に基づいて、県の地域防災計画を見直し中であり、ことし6月ごろに策定の予定であるそうでありまして、町といたしましても、現在見直し中の地域防災計画にこの調査結果を盛り込み、町民の皆さんへの周知を図るとともに、災害を減らす、減災に努めてまいりたいと思っております。

ちなみに、大崎の消防団の消火訓練を今年度は加美町が当番で実施することになっておりますので、いろいろな機会をとらえて、宮城県沖地震発生時に備えたシミュレーション、あるいは防災対策のPR、意識啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（米木正二君） 13番。

13番（板垣敬志君） こういう声なもので大変質問しにくいのでありますけれども、まず第1点の特区の問題であります。

実はこの特区について、東北地方では岩手県の遠野がどぶろくをつくってもよろしいという特区の認定を受けました。国で許可をして、規制撤廃ということで。だけれども、どこでもつ

くっていいというものではないんですね。ある特定のところでつくってもいいんだけど、一般としてつくってよらしいというものではないんだと新聞にそういうふうに書かれております。ところが、どぶろく特区によって、おらいでもつくってもいいんだと、隣の家でもつくってもいいんだという一般的な考え方がどんどん入って、どこの家でもつくれるようになったというおかしな現象があらわれたようでありますけれども、私が言う特区というのは、地域流域の地域地域の特徴、歴史的なもの、あるいは文化の継承、そういうもの等々を、地域の活性化になるような行事を念頭に置いて指定を受けたらどうだろうと。特区の指定を受けると、財政支援も相当なものがあるようです。

そういうことで、前回の12月定例会の際にも同じお話を申し上げましたけれども、サミットを開いたらどうだろうということも御提案申し上げました。これについてはまだ全然、企画の方で経過があるのかわかりませんが、そういう動きもないようでありますので、この点もう1回お願い申し上げます。

それから、地震であります。行政報告に防災計画のお話が出されましたけれども、ことし2月に県の方で会合がありました。午前4時あるいは午後6時、単独と連動と、それから長町利府の断層帯の三つの地震を想定して、単独では大体このぐらいの被害者が県内ではありますよと、それから連動ではこのぐらいですよと、断層ではこれぐらいですよというものが出ておりましたけれども、2月に出ておったら、もう既に3月や4月の広報に載せてもいいと思うんです。この広報に全然載っていない。そういう段階で住民の意識啓発を全然やっていないわけです。ただ文章だけで書かれて、広報に載せたのではだめなんです。加美町では、単独の場合は午前4時ごろに発生した場合にはこういうふうになる。午後からの場合にはこういうふうになるというふうな、いわゆる被害の数字も挙げて町民に示すべきではないかと思うのでありますけれども、その辺の考え方、再度町長のお話をお伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、流域活性化特区の指定であります。御質問を総合いたしますと、それぞれの町の歴史・文化、あるいは資源等々を活用する活性化対策で特区を受けたらどうかということでありまして、一つの考えとしては、河川流域でありますから、例えば河川堤防に桜の木を植える場合に、規制を少し緩くしていただける特区とか、あるいはかつて旧中新田町で河川公園を設置した際に、植栽する場合あるいは構築物を建設する場合に非常に苦労したいきさつがございます。

これは河川法上の問題でありますから、そう簡単には規制が緩和されるとは思いませんが、

例えばそういう部分で、公園化計画をする際に規制を緩和していただくとか、あるいはたびたび御質問いただいております、河川敷地内の自然に生えた柳等々の植物群を簡単に伐採できるというようなことができるかどうかわかりません。それから、河川敷内の自然を変更することになると、自然保護団体の皆さんが野鳥のすみかであるということもありまして、困難な部分があると思いますが、どういう方向のものがあり得るかどうか。サミットというお話がありましたけれども、かつて新田議員が中心となって、鳴瀬川の上流から下流まで川を下って、川の状況調査などを行った一つのグループがございました。大学の先生等も入ってございましたけれども、そういうものもあるいはそういう活動として可能なかどうか。そういうことを模索しながら、実現性があるかどうか検討しながら、今後勉強してまいりたいと思います。御理解いただきたいと思います。

それから、地震想定シミュレーションであります、ことし2月12日に発表されたわけでありまして、それを受けてすぐ3月号の広報誌となると、ついせんだってでありますので、まだそういう域には達していないということでありまして、県自体が今年度の地域防災計画の中に盛り込むということでありまして、それらを待ってからでないと、いたずらに町民の皆さんを不安に陥れることにもなりかねませんので、町の防災計画と連動しながら、町民の皆さんに災害想定の部分をお示しし、あるいは町の防災計画が完了するまでの間、意見をいただく一つの手段として、これらの被害想定区域も広報してまいりたいと思いますが、恐らく8月号か9月号、台風シーズンに向けたあたりの広報になるかなという感じでございます。以上であります。

議長（米木正二君） 13番。

13番（板垣敬志君） どうも声帯が悪いと言葉が続かないようになりまして質問しがたいのでありますけれども、1問目の活性化の問題、これはこれでいいと思うのでありますけれども、何しろ流域面積が1万6,570ヘクタール、それから流域の人口が11万7,262名いるわけですから、この方々の活性化区域の再生戦略という位置づけで町長に頑張ってください。上流の町ですから、源流のところでありまして、町長に頑張ってくださいと御希望を申し上げます。

それから、確かに2月ですから、3月、今4月ですね。（「3月です」の声あり）ああ、3月か。では、少なくとも4月の広報には上げることはできますよね。もう既に公表されているんですよ。新聞で。既に公表されているものですから。広報誌で公表しても何ら変わらないと私は思います。その2点だけもう1回お願い申し上げます。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まず第1点であります、源流地域、まさに源流であります。船形山の源流から三本木町境まで、我が加美町の流域でございます。利害関係を申し上げます、上流部と下流部では利害関係が少し違うわけです。例えば先ほど申し上げた、河川敷内の伐採等を行って水がスムーズに流れるようにすれば、下流がある部分では一気に水害になりかねない状況でありますから、これらについては県の許可等々で、県にも要望しているのですが、趣旨はいいけれども予算がないということで、県でもなかなか手つかずでありますが、例をとればそういう状況であります。しかし、例えば上下水道の完備でありますとか、そういう部分については、上流部の町としての責任があるわけありますから、活性化特区というものの研究を進めてまいりたいと考えます。

それから、既に公表されていることは御案内のとおりでございます。何らかの方法で町民の皆さんに3パターンの地震を想定した部分の特集的なものをとらえて、紙面をつくって、皆さんに広報、注意を喚起するということは必要だと思いますので、4月になるか5月になるかはわかりませんが、努力をしたいと思えます。御了解いただきたいと思えます。

議長（米木正二君） 以上をもちまして、13番板垣敬志君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場に御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後4時38分 延会

上記会議の経過は、事務局長橋本謙一が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年3月10日

加美町議会議長 米 木 正 二

署 名 議 員 吉 岡 博 道

署 名 議 員 藤 原 耕 夫

